

公益財団法人兵庫県スポーツ協会 倫理委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県スポーツ協会（以下「本会」という。）理事会の議決に基づき、本会が本県アマチュアスポーツの統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役・職員の綱紀粛正の推進、倫理意識の向上に関すること。
- (2) 本会加盟団体の、本会加盟団体規程並びに日本スポーツ協会スポーツ憲章などの関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認や処分案の審議等を行い、理事会に上程すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から理事長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長が本会理事、本会加盟団体役員及び学識経験者のうちから推挙するものを理事会に諮り、理事長が委嘱する。

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6条 委員は無給とする。

- 2 委員には、旅費を弁償することができる。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の過半数の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときには、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年6月8日から施行する。
- 4 この規程は、令和4年4月1日から施行する。